

## 宇治市ZEV普及促進事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「ZEV」という。）の普及を促進し、市域における自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び持続可能な脱炭素社会を推進するため、ZEV、充電設備及びV2H充放電設備を導入する者に対し、予算の範囲内において宇治市ZEV普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要項で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、宇治市の住民基本台帳に記録されている者（未成年を除く）をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所を有する個人事業主、又は法人（国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体を除く。）をいう。
- (3) ZEV（Zero Emission Vehicle） 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）をいう。
- (4) 電気自動車 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）をいう。
- (5) 燃料電池自動車 燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (6) プラグインハイブリッド自動車 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (7) 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

エ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(9) V2H充放電設備 電気自動車等から電気の取り出し及び電気自動車等に充電する装置をいう。

(補助対象機器等)

第3条 補助対象機器等は、別表1のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請に係る手続きは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象機器等の導入完了後に、宇治市ZEV普及促進事業費補助金交付申請兼実績報告書(別記様式第1号)に別表4に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(2) 交付の申請は、当該年度の4月1日から2月15日(閉庁日の場合は翌開庁日)までの間に行わなければならない。ただし、補助金交付申請額の合計額が予算に達した日をもって受付を終了する。

(3) 申請者は、補助金の交付申請兼実績報告書を、持参又は宇治市に到達した日が確認できる郵送の方法等により行うものとする。

(4) 持参による交付の申請は、本市人権環境部環境企画課の窓口において、本市の休日を除き、午前9時から午後5時まで受け付けるものとする。

(5) 本市に到達した日が確認できる書留等の郵送による交付の申請は、本市に到達した日をもって提出日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)とする。

2 補助金の交付は、別表1に規定する一つの補助対象機器等につき1申請者1回限りとし、過去に本補助金の交付を受けた者は、同じ補助対象機器等について補助を受けることができない。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金の交付又は不交付の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、宇治市ZEV普及促進事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、宇治市ZEV普及促進事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。

(1) 補助事業者は、補助金の額の確定について通知を受けたときは、速やかに宇治市ZEV普及促進事業費補助金交付請求書（別記様式第4号）により補助金の交付の請求を市長に対して行わなければならない。

(2) 前号の規定による請求の期限は、当該年度の3月31日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(3) 市長は、前項の規定による請求を受け付けた場合は、当該交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

#### （補助金の交付決定及び確定の取消）

第9条 市長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定及び確定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) この要項の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と市長が認めるとき。

2 前項の規定による取消しは、宇治市ZEV普及促進事業費補助金交付取消通知書（別記様式第5号）により、行うものとする。

#### （補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の取り消しを行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて宇治市ZEV普及促進事業費補助金返還命令書（確定取り消し）（別記様式第6号）により補助金の返還を命ずるものとする。

(調査及び協力)

第11条 市長は、この要項による補助事業の適正な執行のため、申請のあった補助対象事業に関し、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の目的に係る範囲において、補助金の交付を受けた機器等の使用状況等の聞き取りその他の協力を求めることができる。

(財産処分の制限)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、別表5に規定する財産処分制限期間中において、補助対象ZEV、充電設備、V2H充放電設備を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ宇治市ZEV普及促進事業費補助金財産処分届出書(別記様式第7号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、補助対象者あてに宇治市ZEV普及促進事業費補助金財産処分承認通知書(様式第8号)により通知するものとし、当該処分に収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて本補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求するものとする。補助金の返還額の算定は、財産処分制限期間に対する補助対象設備の処分をした日の翌日から財産処分制限期間の満了の日までの月数(1か月未満の期間は算入しない。)の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)とする。

3 補助対象者は、前項の規定による宇治市ZEV普及促進事業費補助金返還命令書(財産処分)(様式第9号)により市長の請求があったときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

補助対象機器等

補助対象 機器等の種類	補助対象機器等の要件
Z E V	(1) 国内で販売される4輪車両のうち電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車のいずれかであること。 (2) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であること。
充電設備	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受けた未使用の設備であること。
V 2 H 充放電設備	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受けた未使用の設備であること。 (2) リース品でないこと。

別表2(第4条関係)

補助対象機器等の種類による補助対象者の要件

補助対象 機器等の種類	補助対象者の要件
共通	(1) 市税を滞納していないこと。 (2) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
Z E V	(1) 市民又は事業者であること。 (2) 別表1に記載する補助金の交付決定を受けてから、4カ月以内に第7条に規定する申請を行うものであること。 (3) 補助対象の車両の自動車検査証に記載される所有者となり、かつ使用の本拠の位置が本市内であること。ただし、割賦販売(自動車販売業者、ローン会社等が自動車検査証に記載される所有者となる。)による場合、当該車両の使用者となるもの。 (4) 補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。 (5) (申請者が個人の場合) リース車両又は個人間の売買で取得した車両でないこと。 (6) (申請者が事業者でリースの場合) リース期間が11カ月以

	<p>上あること。</p> <p>※自動車販売業者が販売促進活動に使用する車両でないこと。</p>
充電設備	<p>(1) 事業者であること。</p> <p>(2) 別表1に記載する補助金の交付決定を受けてから、4カ月以内に第7条に規定する申請を行うものであること。</p> <p>(3) 補助対象設備の所有者となるもの。</p> <p>(4) 補助対象設備を設置した土地・建物の所有者又は使用承諾を得ていること。</p> <p>(5) 市内における事業所に導入するものであること。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市民であること。</p> <p>(2) 別表1に記載する補助金の交付決定を受けてから、4カ月以内に第7条に規定する申請を行うものであること。</p> <p>(3) 補助対象設備の所有者となるもの。</p> <p>(4) 補助対象設備を設置した土地・建物の所有者又は使用承諾を得ていること。</p> <p>(5) 電気自動車等の自動車検査証に記載される所有者が補助対象設備の所有者と一致すること。ただし、割賦販売及びリース車両の場合にあっては、当該車両の使用者当該車両の補助対象設備の所有者が一致すること。</p> <p>(6) 市内における戸建て住宅に導入するものであること。</p>

別表3(第5条関係)

補助対象経費及び補助金の額

補助対象 機器等の種類		補助対象経費	補助金の額
Z E V		車両の購入に要する経費	一律15万円
充電設備	急速充電設備	設備の購入に要する経費 ※設備本体のみ。工事費その他費用は補助対象外。	設備に係る合計額の2分の1以内で20万円を限度とする。
	普通充電設備		設備に係る合計額の2分の1以内で10万円を限度とする。
V 2 H充放電設備			設備に係る合計額の2分の1以内で5万円を限度とする。

備考

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 充電設備及びV 2 H充放電設備については、設備本体のみが補助の対象であって、工事費その他の費用は補助の対象とならない。
- 4 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。

別表4(第6条関係)

必要書類

区分	提出が必要な書類
Z E V	(1) 自動車検査証の写し (2) 申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる地図 （集合駐車場の場合は区画番号を記入） (3) 導入した車両のカラー写真（プレートナンバーが確認できること。） (4) 導入した車両の製品カタログ、仕様書等 (5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン・リース契約書等の写し） (6) 支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類（注文書、売買契約書等の写し）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し</li> <li>(8) (申請者が個人の場合) 申請者の住民票の写し(過去3か月内のもの)</li> <li>(9) (申請者が事業者の場合) 事業所の所在地が確認できる書類</li> <li>(10) 申請者の市税に滞納がない証明</li> <li>(11) その他、市長が補助金の交付決定に必要とする書類</li> </ul>
充電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 充電設備の設置場所が分かる地図(集合駐車場の場合は区画番号を記入)</li> <li>(2) 導入した設備のカラー写真</li> <li>(3) 導入した設備の製品カタログ、仕様書等</li> <li>(4) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン・リース契約書等の写し)</li> <li>(5) 支払いの対象となった設備の名称が確認できる書類(注文書、売買契約書等の写し)</li> <li>(6) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し</li> <li>(7) 事業所の所在地が確認できる書類</li> <li>(8) 設置した土地・建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書等</li> <li>(9) 申請者と土地・建物の所有者が異なる場合又は土地・建物が共有名義の場合は承諾書</li> <li>(10) 申請者の市税に滞納がない証明</li> <li>(11) その他、市長が補助金の交付決定に必要とする書類</li> </ul>
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) V2H充放電設備の設置場所が分かる地図</li> <li>(2) 導入した設備のカラー写真</li> <li>(3) 導入した設備の製品カタログ、仕様書等</li> <li>(4) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し)</li> <li>(5) 支払いの対象となった設備の名称が確認できる書類(注文書、売買契約書等の写し)</li> <li>(6) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し</li> </ul>



	(7) 申請者の住民票の写し（過去3か月内のもの） (8) 設置した土地・建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書等 (9) 申請者と土地・建物の所有者が異なる場合又は土地・建物が共有名義の場合は承諾書 (10) 電気自動車等の自動車検査証の写し (11) 申請者の市税に滞納がない証明 (12) その他、市長が補助金の交付決定に必要とする書類
--	--

別表5(第14条関係)

財産処分の制限期間

補助対象 機器等の種類	財産処分制限期間
Z E V	4年
充電設備	5年
V 2 H 充放電設備	5年